

意見聴取手続における証拠閲覧のデジタル化について

令和3年10月25日
公正取引委員会

公正取引委員会は、行政手続のデジタル化への対応・事業者の利便性の向上等のため、意見聴取手続における証拠閲覧の方法をデジタル化することとします。

【参考：意見聴取手続について】

<https://www.jftc.go.jp/dk/seido/sinsa.html>

1 内容

意見聴取手続における証拠の閲覧について、紙綴りを用いる従来の方法から、電子機器を通じてPDFファイルを閲覧する方法に変更します。

	従来の方法	電子機器による方法
閲覧対象	証拠を写した紙	証拠をデジタル化したPDFファイル
閲覧用媒体	紙綴り（1部のみ）	当委員会が用意する電子機器（複数台可）
閲覧場所	当委員会事務総局内の会議室等	同左（変更なし）

これにより、①同一の証拠を複数人が同時に閲覧できる、②綴りから紙を出し入れする手間がなくなる等の、事業者の利便性の向上が期待できます。また、紙資源の節約や、物を媒介にした他者との接触機会の減少による新型コロナウイルス感染症の予防にも役立ちます。

2 今後の予定

令和3年度	11月1日～ 証拠閲覧方法のデジタル化を開始 ※令和3年度中は移行期間とする。
令和4年度	4月1日～ 完全にデジタル化

円滑な移行のため、移行期間においては、従来の方法又は電子機器による方法のいずれかを閲覧申請者が選択できることとします。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課意見聴取手続室 電話 03—3581—5484（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/